6. 気象警報発令時及び公共交通機関不通時の文学部・文学研究科に係る 授業・試験の取扱い

気象警報が発令された場合又は公共交通機関が不通の場合,学生の事故防止のため,文学部・文学研究科の授業・試験を次のとおり取扱う。

- 1. 授業の休止, 試験の延期
 - ①下記(1)又は(2)の場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。
 - (1) 京都市又は京都市を含む地域に特別警報、暴風警報が発令された場合、又は次の(イ)、(ロ)のいずれかに該当する場合
 - (イ) 京都市営バスが全面的に不通の場合
 - (ロ) JR 西日本(京都発着の在来線), 阪急電車(河原町・梅田間), 京阪電車(出町柳・淀屋橋又は中之島間), 近鉄電車(京都・西大寺間), 叡山電車のうち, いずれか3以上の交通機関が全面的又は部分的に不通の場合
 - (2) 文学部長・文学研究科長の判断による場合
 - ②授業・試験開始後に上記(1)又は(2)の事態が生じた場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。
- 2. 特別警報, 暴風警報の解除, 公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の実施 特別警報, 暴風警報が解除された場合, 又は公共交通機関の運行が再開された場合は, 以下の基準により授業・試験を実施する。
 - ①午前 6 時 30 分までに解除・運行再開の場合 1 時限から実施
 - ②午前10時30分までに解除・運行再開の場合 3時限から実施
- 3. 特別警報, 暴風警報の発令・解除, 公共交通機関の運行の確認・周知
 - ①特別警報,暴風警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の報道による。
 - ②1時限開始後に上記 1 ①の事態が生じた場合は、掲示等により周知する。

附 記

この取扱いは、平成16年10月1日から実施する。

附 記

この取扱いは、平成22年7月15日から実施する。

附 記

この取扱いは、平成27年7月16日から実施する。